

環 備 ー 4 0 2

令和4年7月12日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染警戒レベル等について (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和4年7月11日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、
別添のとおり感染警戒レベル等に関する周知がありましたので、お知らせします。
引き続き基本的な感染防止対策の実施に御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・感染警戒レベル等について

【担当】

秋田県生活環境部
環境整備課 廃棄物対策班 伊藤
電 話：018-860-1624
E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

感染警戒レベル等について

令和4年7月11日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県の感染警戒レベルの維持

- ・ 病床使用率や重症者数のほか、療養者数の推移等を踏まえ、県の感染警戒レベル「1」を維持する。
- ・ 全国的には、感染力が強いとされるBA.5への置き換わりが進んでいると考えられ、6月下旬から新規感染者が急増している状況にあり、第7波の到来が懸念される。
- ・ 他県においては、大規模な事業所クラスターなど、クラスターの発生が増えており、今後、本県としては、それらの警戒を図るほか、特に重症化リスクの高い高齢者施設等でのクラスターの発生を警戒する必要がある。

2 県民への要請内容等

(1) 基本的な感染防止対策

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などを徹底すること。
- ③ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ④ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。
※上記の一般検査事業は今月末まで継続する。（8月以降については未定）
- ⑤ 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとること。

(2) クラスターの発生防止

- ① 高齢者施設においては、職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、引き続き注意をはらうこと。
- ② 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めること。
- ③ イベントの主催者においては、イベントの準備段階を含め、感染防止に注意をはらうこと。